

防災 街づくり 通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

安全に安心して暮らせる街の実現に向けて

震災時の火災の延焼に強い街にするために

皆さまがお住まいの地区（区役所周辺地区）は、東京都の「防災都市づくり推進計画」で震災時に大きな被害が想定されるため、早急に防災性の向上を図る地区である「重点整備地域」に指定されている密集市街地です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、首都圏では直下型地震への対策の必要性がさらに高まっています。東京都では、これまでの取り組みに加えて、木密地域不燃化10年プロジェクトを立ち上げ、特定整備路線※1の整備促進及び不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度※2による支援策等により、木造住宅密集地域の不燃化の促進に取り組んでいます。

世田谷区では、この地区において、昭和56年より皆さまとともに防災街づくりに取り組んでいます。これまで地区街づくり計画や防災街区整備地区計画等による規制誘導や事業を活用した基盤整備により、地区の防災性の向上を進めてきています。

このたび、この地区をより一層震災時の火災の延焼に強い街にするため、皆さまのご意見を踏まえながら「新たな防火規制」の導入を検討していきます。

つきましては、アンケート調査を実施しますので、ぜひ皆さまのご意見をお聞かせください。

- ※1 特定整備路線……市街地の延焼を遮断し、避難や救護活動の空間ともなる防災上効果の高い都施行の主要な都市計画道路。東京都では28区間を指定し、整備の推進に向けた支援策の検討を進めている。
- ※2 不燃化特区制度……木造建物が密集している地区のうち、特に重点的・集中的な改善を図るべき地区を東京都が指定し、各地区の取り組み内容に応じて独自の支援策を提供するもの。



「新たな防火規制」の導入を検討する区域

梅丘2～3丁目、豪徳寺2丁目（一部）、世田谷3丁目（一部）、4丁目、若林3～5丁目

既に「新たな防火規制」を導入している区域

アンケート調査にご協力ください！（2～3頁）

「新たな防火規制」の導入を検討する基礎資料とします。

■「燃えにくい建物」とは？

建物の「火災に対する強さ（耐火性能）」は右の4つに分類されます。

街に「①耐火建築物」や「②準耐火建築物」のような「燃えにくい建物」の割合が増えると震災等で火災が発生した場合、燃え広がりが遅くなることにより次のような効果が高まります。

- 消火・救助活動の時間や安全に避難する時間が確保できる。
- 市街地大火が起こる可能性が低くなり、地区全体の防火性が向上する。

火災に対する強さ ↑

強

燃えにくい建物

- ①耐火建築物 →鉄筋コンクリート造など
- ②準耐火建築物※ →鉄骨造・木造3階建てなど
- ③防火木造の建築物 →木造モルタルの建物など
- 弱** ④それ以外の建築物

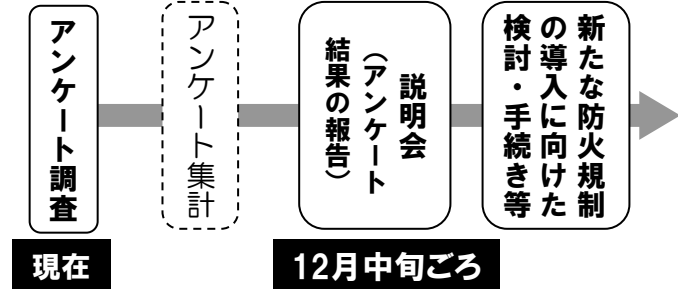
※準耐火建築物として一定基準を満たせば木造で建築することも可能です。

②準耐火建築物の例

今後の予定

アンケート調査を踏まえ、区で「新たな防火規制」の導入について検討します。

今後、アンケート結果の報告を兼ねた「新たな防火規制」の導入に関する説明会を、12月中旬ごろに開催する予定です。詳しい日程が決まりましたら、お知らせします。



アンケート調査の返送のお願い

ハガキ裏面の設問にお答えの上、ご返送くださいますようお願いいたします。

【締切】

11月21日（木）

【返送方法】

（切り取り線）でハガキを切り取り、以下のいずれかの方法でお送りください

- ① 郵便ポストへ投函（切手不要）
- ② ファクシ（03-5432-3055）
- ③ 窓口へ持参（平日8:30から17:00まで）

この通信は、対象地区にお住まいの皆様・土地建物所有者の皆様へ、世田谷区からお送りしています。

■ お問い合わせ先 ■

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課
 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
 電話：03-5432-2872（直通）
 FAX：03-5432-3055（担当：二見・小出・岩本・一坪）

（切り取り線）

郵便はがき

1 5 4 8 7 6 6

3 0 6

東京都世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 行

（切取線）

料金受取人私郵便

世田谷局承認

3306

差出有効期限
平成25年12月31日まで
（切手不要）

「新たな防火規制」の導入を検討します

■密集市街地では火災の延焼が危険

首都圏の大地震では、同時多発的に発生する火災の延焼による被害の危険性が高いことが指摘されています。

皆さまがお住まいの地区は、道路等の都市基盤が十分に整備されないまま市街化が進み、木造の建物が密集しています。このような密集市街地では、震災等により発生した火災が燃え広がりやすく、広範囲に大きな被害を受ける可能性があります。

こうした被害を未然に防ぐためには、個々の建物の耐火性能を高めることにより、「火を出さない」、「火をもらわない」、「火災の延焼に強い街」にしていくことが重要です。

◇ 火災の延焼による被害
(平成7年1月 阪神淡路大震災)



■「新たな防火規制」とは？

「新たな防火規制」とは、建物を新築や建て替える際に「燃えにくい建物」である“耐火建築物又は準耐火建築物”にする、東京都建築安全条例の規定に基づく制度です。

皆さまがお住まいの地区は、現在都市計画や地区計画等により、新築や建て替える際に一定の耐火性能が求められています。今後「新たな防火規制」を導入すると、その後建てられる建物は原則として全て“耐火建築物又は準耐火建築物”となり、地区全体の防災性がさらに向上します。

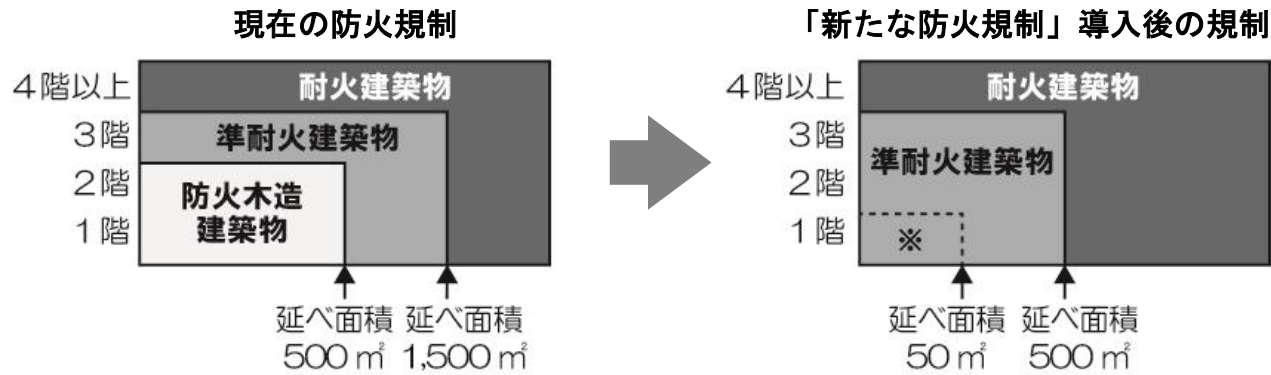
東京都が策定している「防災都市づくり推進計画」では、被害の拡大を防ぐには建物の耐震化・不燃化が重要であるとしています。

世田谷区では、特に木造の建物が密集しているこの地区において、これまでの取り組みに加え「新たな防火規制」を導入し、個々の建物の耐火性能の底上げを図り、「火災の延焼に強い街」を実現することが急務と考えています。

世田谷区では、現在下記の地区で「新たな防火規制」を導入しています。
()内は導入年月

- ① 太子堂4丁目地区 (H20.5)
- ② 旭小学校周辺地区 (H21.6)
- ③ 若林1丁目地区 (H22.5)
- ④ 北沢5丁目・大原1丁目地区 (H22.5)
- ⑤ 太子堂2・3丁目、三宿1・2丁目、池尻4丁目地区 (H23.5) (三太通り沿道地区はH20.5)
- ⑥ 太子堂5丁目、若林2丁目地区 (H24.5)
- ⑦ 池尻四丁目・三宿二丁目地区 (H25.5)
- ⑧ 豪徳寺駅周辺地区 (H25.5)
- ⑨ 北沢三・四丁目地区 (H25.5)

◇ 制限の概略 (準防火地域内の場合)



※50㎡以内の防火木造建築物の附属舎は建てることも可能です。

アンケート調査票

以下の設問について、当てはまる番号を選び、右のハガキの【回答欄】にご記入の上、切り取ってご返送ください。

● 設問1 ●
日ごろ、防災面での課題を感じていますか？ (1つ選択)

①感じる ②感じない
③わからない

● 設問2 ●
「新たな防火規制」の導入は必要だと思いますか？ (1つ選択)
また、回答欄にその理由をお書きください。

①必要である ②必要でない
③わからない

● 設問3 ●
あなたのお住まいはどちらですか？ (1つ選択)

① 梅丘二丁目
② 梅丘三丁目
③ 豪徳寺二丁目
④ 世田谷三丁目
⑤ 世田谷四丁目
⑥ 若林三丁目
⑦ 若林四丁目
⑧ 若林五丁目
⑨ その他

お進みください 【設問4】へ
お進みください 【設問5】へ

● 設問4 ●
お住まいのタイプはどれですか？ (1つ選択)

①一戸建て住宅 (土地と建物) ④借家・賃貸マンション・アパート
②一戸建て住宅 (借地) ⑤その他
③分譲マンション・アパート

● 設問5 ●
区域内に所有している不動産のタイプはどれですか？ (複数回答可)

①土地のみ ④分譲マンション・アパート
②一戸建て住宅 (土地も所有) ⑤店舗・事務所等
③一戸建て住宅 (借地) ⑥その他

その他、街づくり等についてご意見があればお書きください

【回答欄】へご記入ください

(切り取り線)

(切り取り線)

アンケート調査票【回答欄】

設問1		
設問2		【設問2】について、その理由を具体的にお書きください。
設問3		設問4
設問5 (複数回答可)		
その他、街づくり等についてご意見があればお書きください。		

よろしければご記入をお願いします。

ご住所: _____ 丁目 番号 _____

お名前: _____